

議案第65号

畑作物共済の無事戻し金の交付について

平成22年度において畑作物共済の無事戻し限度額を定め、無事戻しを実施することについて、加西市農業共済条例第70条の21の規定により、議会の議決を求める。

平成22年9月1日提出

加西市長 中川 暢 三

記

平成22年度において実施する畑作物共済の無事戻しは、次のとおりとする。

- 1 交付対象者 平成19年度から平成21年度の間に引き続いて共済の引受をした者
- 2 交付対象者数 1名
- 3 無事戻し限度額 65,400円

(審議資料)

畑作物共済加入者が、平成19年度から平成21年度の過去3年間において、畑作物共済に係る共済金の支払いを受けていない場合、又は、支払いを受けた共済金が加入者共済掛金の2分の1の額に満たない場合、その加入者に対し、それぞれ過去3年間の加入者共済掛金の2分の1から、過去3年間の支払い共済金と過去2年間の無事戻し金の合計を差し引いた金額を限度として、平成22年度に無事戻し金として交付することについて、加西市農業共済条例第70条の21の規定により、議会の議決を求めるもの。